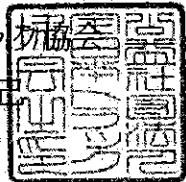


全ト協発第624号(環・適)
令和2年3月2日

各都道府県トラック協会会长 殿

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本克



台風等による異常気象時における輸送の在り方について

平素は、当協会の業務運営に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の台風等異常気象時において、トラック運送事業者が輸送の安全を確保することが困難な状況下で荷主に輸送を強要され、トラックが横転するなどの事故が発生していることを受け、今般、別添のとおり、国土交通省自動車局貨物課長名により通達が発出されました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下会員事業者及び貴適正化事業指導員に対し周知徹底方よろしくお願ひ申しあげます。

なお、本通達の発出に併せ、荷主に対しても本通達の内容が周知されます。

【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019



国自貨第136号の2

令和2年2月28日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局貨物課長



「台風等による異常気象時における輸送の在り方について」の制定について

今般、異常気象が多発している状況を踏まえ、別添のとおり台風等の異常気象時における輸送の目安を定めるので、了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。



国自貨第136号
令和2年2月28日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局貨物課長



台風等による異常気象時における輸送の在り方について

トラック運送事業は、平常時における運送のみならず、災害時における緊急支援物資の運送を担うなど、我が国の経済と人々の暮らしを支えるライフラインとして、公共性の高い極めて重要な役割を果たしているところである。

他方、トラック運送事業者は、輸送の安全を確保すること等のため、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）等の関係法令を遵守し、厳格かつ的確な事業の運営を求められているところである。

今般、異常気象が多発している状況を踏まえ、法第17条（輸送の安全）及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「輸送安全規則」という。）第11条（異常気象時等における措置）に関して、異常気象時における輸送の在り方の目安を定め、当該目安を踏まえて輸送可否の判断をしたにもかかわらず、荷主より輸送を強要された場合の対応を示すので、傘下会員に周知されたい。

なお、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに輸送し、輸送安全規則第11条の規定に違反したことが確認された場合は、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号）」に基づき行政処分を行うことになるので、改めて傘下会員に周知されたい。

また、本通達の発出に併せ、荷主に対しても本通達の内容を周知する旨、申し添える。

記

1. 異常気象時における措置の目安

別表のとおり。

なお、輸送の可否の判断を行うに当たっては、出発地や集貨先、配送先及び輸送経路上の気象情報から判断すること。

2. 輸送を中止した場合の対応

運送事業者又は運行管理者は、気象情報等から輸送の可否を判断し輸送を中止することとした場合には、その判断に至った理由等を直ちに荷主（真荷主のほか元請事業者を含む。以下同じ。）や運送事業者へ報告し、当該輸送の取扱いについて相談すること。

3. 不適切な輸送を荷主に強要された場合の対応

別表に従い、輸送の安全を確保するために必要な措置を講じた場合であっても安全な輸送を行うことができない状況であるにもかかわらず、荷主に輸送を強要された場合には、国土交通省ホームページに設置する「意見募集窓口」、最寄りの地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。）又は運輸支局（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。）にその旨通報されたい。

4. その他

- (1)別表に定める基準は、目安として示したものであり、荷主と輸送の安全の確保について配慮しつつ調整した上で具体的な取扱いを定めることは差し支えない。
- (2)別表の内容は、令和2年1月末日時点での基準であり、必要に応じて改定することとする。
- (3)事後の紛争を防止するため、本通達に定める基準や、輸送を中止した場合の取扱い等については、事前に荷主との運送契約書等において定めておくことが望ましい。

【別表】異常気象時における措置の目安

気象状況	雨の強さ等	気象庁が示す車両への影響	輸送の目安*
降雨時	20～30mm/h	ワイパーを速くしても見づらい	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	30～50mm/h	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロブレーニング現象）	輸送を中止することも検討するべき
	50mm/h以上	車の運転は危険	輸送することは適切ではない
暴風時	10～15m/s	道路の吹き流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	15～20m/s	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる	輸送を中止することも検討するべき
	20～30m/s	通常の速度で運転するのが困難になる	輸送することは適切ではない
	30m/s以上	走行中のトラックが横転する	輸送することは適切ではない
降雪時	大雪注意報が発表されているときは必要な措置を講じるべき		
視界不良(濃霧・風雪等)時	視界が概ね20m以下であるときは輸送を中止することも検討するべき		
警報発表時	輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断するべき		

* 輸送を中止しないことを理由に直ちに行政処分を行うものではないが、国土交通省が実施する監査において、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに輸送したことが確認された場合には、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号）」に基づき行政処分を行う。

無理な輸送を 強要されたら…▶▶荷主勧告制度

出典：国土交通省

荷主勧告制度とは

「荷主勧告」は、貨物自動車運送事業法に基づき、トラック運送事業者の過積載運行や過労運転防止措置義務違反等の違反行為に対し行政処分を行う場合に、当該違反行為が荷主の指示によるなど主として荷主の行為に起因するものと認められるときは、国土交通大臣が当該荷主に対し違反行為の再発防止のための適切な措置を取るべきことを勧告するもの。

勧告を発動した場合には、当該荷主名及び事業の概要を公表します。

また、法律に基づく勧告のほか、①勧告には至らないものの違反行為への関与が認められる荷主に対する「警告」、②関係機関からの法令違反情報等をもとに関係する荷主を特定し早期に働きかけを行う「協力要請」といった措置を通運により設けています。

こんなときは情報提供を!!

上記とは別に、貨物自動車運送事業法附則第1条の2に規定する違反行為に該当しうる荷主の行為の例として、「輸送の安全確保義務違反を招くおそれのある異常気象時など、安全な運行の確保が困難な状況で運行を強要するような行為」も示しています。

輸送の安全を確保できないような運行を強要された場合には下記の国土交通省の「輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集窓口」のホームページや通正取引相談窓口へご提供ください。

無理な輸送を強要されたら、下記へ情報提供を!

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集窓口

方法1



QRコードを読み取り！

方法2

ヤフーやグーグルの検索窓に下記の文字を入力して検索！



輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集について

国土交通省では、貨物自動車運送事業者及び荷主のみなさまに対して、これまで、「標準運送約款の改正」、「通正取引の推進」、「荷主勧告制度」等を周知してきました。

これらの取組みに関するご認識・浸透度・実施状況等の実態把握を行うため、輸送・荷待ち・荷役などに関する意見等の募集窓口を設置致しました。

意見等の募集窓口

長時間の荷待ちや荷約に含まれない附帯業務（追加業務）など、コンプライアンス確保に影響しうる輸送に関する情報をお待ちの場合は、こちらへ情報をお寄せください。

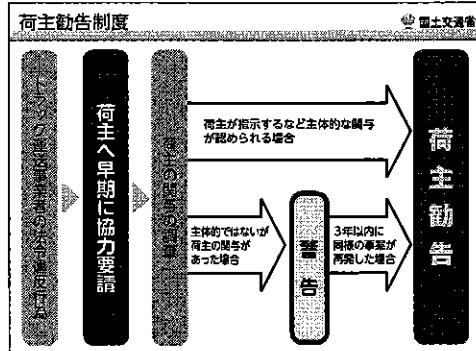
●お持ちの情報はこちらへ投稿ください

クリックすると
投稿画面が開きます

国土交通省通正取引相談窓口

国土交通省 自動車局 貨物課	03-5253-8575	北陸信越運輸局 自動車交通部 貨物課	025-285-9154	中国運輸局 自動車交通部 貨物課	082-228-3438
北海道運輸局 自動車交通部 貨物課	011-290-2743	中部運輸局 自動車交通部 貨物課	052-952-8037	四国運輸局 自動車交通部 貨物課	087-802-6773
東北運輸局 自動車交通部 貨物課	022-791-7531	近畿運輸局 自動車交通部 貨物課	06-6949-6447	九州運輸局 自動車交通部 貨物課	092-472-2528
関東運輸局 自動車交通部 貨物課	045-211-7248	神戸運輸監理部 兵庫運輸部 輸送課	078-453-1104	沖縄総合事務局 連絡課 機関事務課	098-866-1836

ドライバーの命と 大切な荷物を守るために! 異常気象時は運行中止も視野に…



台風等による異常気象時における無理な運行により、近年、事業用トラックの横転事故等が相次ぐなど、トラック運送事業の遂行に支障をきたす事案が散見されております。

台風等による被害発生が予測される場合には、国から示された「異常気象時における措置の目安」を基に、着荷主・発荷主とも連携を図りつつ、ドライバーの命と大切な荷物を守るための行動の実践に取り組みましょう。

なお、安全な輸送を行うことができないと判断したにもかかわらず、荷主等に輸送を強要された場合、国土交通省のホームページに設置する「意見等の募集窓口」や、最寄りの地方運輸局又は運輸支局等にその旨通報する手段が設けられています。

異常気象時における措置の目安

気象状況	雨の強さ等	気象庁が示す車両への影響	輸送の目安*
降雨時	20~30mm/h	ドライバーを直くして見えづらい	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	30~50mm/h	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じ、ブレーキが効かなくなる（ハイドロブレーキング現象）	輸送を中止することも検討するべき
	50mm/h以上	車の運転け危険	輸送することは適切ではない
暴風時	10~15m/s	道路の吹き流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	15~20m/s	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる	輸送を中止することも検討するべき
	20~30m/s	通常の速度で運転するのが困難になる	輸送を中止することも検討するべき
	30m/s以上	走行中のトラックが横転する	輸送することは適切ではない
降雪時		大雪注意報が発表されているときは必要な措置を講じるべき	
視界不良・暴風雪時		視界が概ね20m以下であるときは輸送を中止することも検討するべき	
警報発表時		輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断するべき	

* 輸送を中止しないことを理由に直ちに行政処分を行うものではないが、国土交通省が実施する監査において、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じて輸送したことが確認された場合には、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(平成21年9月29日付け国自安第73号、国自質第77号、国自質第67号)」に基づき行政処分を行う。

出典：国土交通省自動車局貨物課長通達 ※この目安は令和2年2月28日現在。

異常気象時における気象情報等の入手先(例)

*以下の情報サイトは全日本トラック協会が調べた令和2年1月末日現在の情報です。

气象情报

*QRコードの位置は隠密識を防ぐ為の記述となっています。

天気予報	気象庁 天気予報 https://www.jma.go.jp/jp/yohei/	気象庁 週間天気予報 https://www.jma.go.jp/jp/week/
 降雨時	 気象庁 アメダス 降水量 https://www.jma.go.jp/jp/amadas/000.html?elementCode=2	 tenki.jp 降雨レーダー https://tenki.jp/map/
 暴風時	 気象庁 アメダス 風速 https://www.jma.go.jp/jp/amadas/000.html?elementCode=1	 YAHOO天気・暴風 風予測 https://weather.yahoo.co.jp/weather/wind/
 降雪時	 気象庁 現在の雪 https://www.data.jma.go.jp/fed/yohei/snow/jp/	 気象庁 アメダス 積雪深 https://www.jma.go.jp/jp/amadas/?elementCode=4
 視界不良 (濃霧) 時	 気象庁 気象警報 注意報 濃霧 https://www.jma.go.jp/jp/warn/000-20.html	 CPS-JIPリスクウォッチャー 濃霧注意報・気象警報マップ http://agora.ehnks.co.jp/cps/weather/warning-map/20/
 警報発表時	 気象庁 気象警報 注意報 https://www.jma.go.jp/jp/warn/	 tenki.jp 警報・注意報 https://tenki.jp/bousai/warn/
 ライブカメラ 映像	 国土交通省 各地方整備局の取組 全国のライブカメラ https://www.mlit.go.jp/road/bousai/LIVEcamera.html	 (公財)日本道路交通情報センターー http://www.jartic.or.jp/jartic_web/info/snowfall2014_.html

お使いのスマートフォンやパソコンによって画面の表示が異なることがあります。また、QRコードの読み取りソフトによってサイトまでの表示手順が異なることがあります。

道路・交通情報

<p>通行止め</p> 	<p>国土交通省 ハザードマップホーダーサイト https://disposalpt.gsi.go.jp/</p>	<p>(公財)日本道路交通情報センター 高速道路や一般道路の通行止め、 渋滞、冬用タイヤが必要等の情報 http://www.jrltc.or.jp/</p>
<p>渋滞情報</p> 	 <p>トラとら https://www.drivetraffic.jp/</p>	
<p>雪道情報</p> 	<p>国土交通省 冬の運転情報 雪みち情報 リンク集 https://www.mlit.go.jp/road/fuyumichi/fuyumichi.html</p>	<p>国土交通省北陸雪害対策技術センター おしゃべり 雪ナビ http://www.hir.mlit.go.jp/hokugi/yukihavi/</p>
<p>異常気象時の運転注意点</p> 	<p>国土交通省 冬の道路情報 雪みちの運転アドバイス リンク集 https://www.mlit.go.jp/road/fuyumichi/drive.htm</p>	<p>JAF 台風、大雨時のクルマに関する注意点 https://jaf.or.jp/common/attention/flood</p>

各情報をもとにとるべき行動と、
相当する警戒レベルについて

典：气象厅

情報	るべき行動	警戒レベル
大雨特別警報	災害がすぐさま起きることを示す警戒レベルに相当します。何とかの災害が起りて発生していない場合でも、命を守るために最善の行動をとったください。	警戒レベル2 相当
土砂災害警戒情報	地元の自治体が避難勧告を実施する緊急となる情報です。避難が必要とされる警戒レベルに相当します。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難勧告等に留意するところも。報告が発令されないでいる危険度分布図等を用いて自ら判断の判断をしてください。	警戒レベル4 相当
高潮特別警報	地元の自治体が避難勧告・高潮警戒避難開始を実施する緊急となる情報です。高潮等での被害が想定される警戒レベルに相当します。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難勧告・高潮等避難開始の発令時に留意するとともに、危険度分布図を用いて高齢者等の方は自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル3 相当
大雨警報 (「川が危い」)	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難区、避難経路を確認してください。	警戒レベル2 相当
洪水警報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難区、避難経路を確認してください。	警戒レベル2 相当
高潮注意報 (音叉に切り替える可能性がある間に発表されているもの)	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難区、避難経路を確認してください。	警戒レベル3 相当
大雨注意報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難区、避難経路を確認してください。	警戒レベル2 相当
洪水注意報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難区、避難経路を確認してください。	警戒レベル2 相当
高潮注意報 (音叉に切り替える可能性がある間に発表されているもの)	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難区、避難経路を確認してください。	警戒レベル3 相当

*1 暴風警報が発表されている間の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報

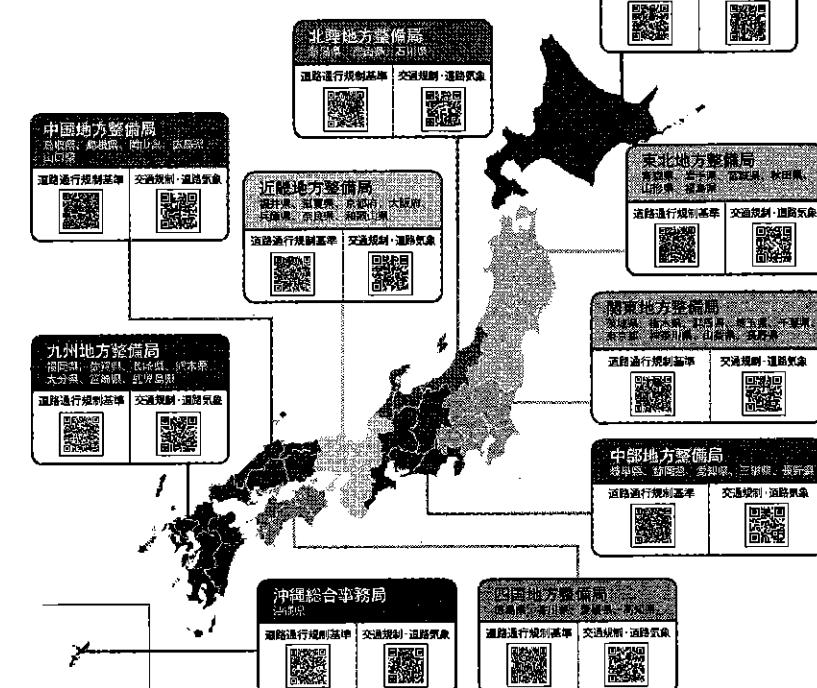
は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。

※3 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。
警報に切り替える可能性については、市町村ごとの警報・注意報のページを確認できます。

道路管理者が提供する道路情報

*道路通行規制基準：事前通行規制区間、冠水想定箇所等

※交通規制・道路気象：道路に関する規制情報やお天気情報、路面情報



高速道路情報

<p>全国高速道路交通情報（リアルタイムな渋滞規制情報）</p> <p>（公財）日本道路交通情報センター http://www.jartc.or.jp/</p>	<p>一部のサイトでは都市高速道路、一般道路の情報を含みます。</p>  <p>アイハイウェイ（中日本） https://www.e-highway.jp/pcsite/</p>
<p>ドライブラ https://www.driveplaza.com/</p>	<p>アイハイウェイ（西日本） https://highway.jp/pcsite/</p>  
<p>ださい。</p>	
<p>NEXCO中日本 https://www.e-nexco.co.jp</p> 	<p>NEXCO西日本 https://www.w-nexco.co.jp</p> 
<p>阪神高速道路（株） https://www.hanshin-exp.co.jp/company/</p> 	<p>本州四国連絡高速道路（株） https://www.b-honsho.co.jp/customer_index/</p> 